

平成17年9月21日
内閣府犯罪被害者等施策推進室

第8回犯罪被害者等基本計画検討会 における検討課題について

内閣府回答

基本方針・重点課題・計画期間

「犯罪被害者等」の範囲 [内閣府]

- ・ 犯罪被害者等はどういった立場の人なのか分からない。未解決事件の被害者は基本法上どういう位置づけになるのか。【犯罪被害者団体等】
- ・ 犯罪被害者等の範囲を明確にしてほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 犯罪被害者等とは具体的な該当者は誰なのか。不起訴、未解決事件の被害者、行方不明者は含まれるのか。【犯罪被害者団体等】
- ・ 間接的な被害者(被害者の親族、婚約者、親友等近しい人、同じ環境の下にあり事件のショックでPTSD等になって苦しむ人、誤った事故・事件報告書等によって傷ついた人等々)の救済も盛り込むべき。【パブコメ】
- ・ 少年事件・未解決事件・きょうだい・学校問題の被害者も含めてほしい。【パブコメ】
- ・ 海外における「犯罪被害者等」も対象とすべき。【パブコメ】

[内閣府回答]

犯罪被害者等基本法上の「犯罪被害者等」は、犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為)により害を被った者及びその家族又は遺族であると定義されている。

なお、個別具体の施策においては、施策の目的に応じた適切な範囲に限定される場合もあるものと承知している。

犯罪(再犯)防止のための取組

- ・ 犯罪が増加しない施策の検討と推進も重要である。【パブコメ】 [内閣府]
- ・ 「再犯の防止」に一番の重きを置くべき。【パブコメ】 [内閣府]
- ・ 交通犯罪、交通事故被害ゼロをめざし、命と安全が最優先される社会を再現すること。【犯罪被害者団体等】 [内閣府]

[内閣府回答]

安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、犯罪等を抑止するための取組が不可欠であると認識しており、内閣に置かれた「犯罪対策閣僚会議」をはじめ、犯罪防止の取組と連携して犯罪被害者等のための施策を展開していくことが必要であると考えます。

なお、当該連携を図るとの趣旨は、「推進体制」の(1)ウに含まれる。

第1 基本方針

途切れることなく行われること [内閣府]

- ・ 「再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間…」とあるが、誰が「犯罪被害者等が平穏な生活に戻れた」と確認し、「支援を打ち切る」と決定するのか。【犯罪被害者団体等】

[内閣府回答]

支援の継続又は終了の是非については、一般的には、施策の実務担当者において、犯罪被害者等の意向や客観的な状況等を総合的に勘案して判断することとなるものと考えられるが、いずれにしても、突然打ち切るというものではなく、犯罪被害者等が回復に向かい支援を必要としなくなるのに合わせ、ゆるやかに支援の内容も変化し、縮小していくものと思料する。

途切れることなく行われること [内閣府]

- ・ 被害者がどの地域にいても同じ支援を受けられるということを基本計画に具体的に記述してほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 複数省庁が関係し合って進められることを考慮するならば、各省庁担当者間において、スムーズな情報伝達が確実に行われるべき。【パブコム】
- ・ 各段階の各省庁担当者同士が密に連絡を取り合える環境整備と土壌作りに十分な注意と力を注ぐべき。【パブコム】
- ・ 各段階において、被害者が専門家の知識を仰ぎつつも、最終的には自ら判断し決定していけるようなプロセスとなるような土壌作りが望まれる。セルフ・エンパワーメントは被害者の心理的回復を促進し、ひいては、社会への再結合への強力な因子となる。【パブコム】

[内閣府回答]

これらについて、特段の御意見がなければ、犯罪被害者等基本計画案にその趣旨を盛り込むこととしたい。

新たな基本方針の追加

- ・ 基本計画の基本方針に、刑事司法は犯罪被害者等のためにもあることを明記すべきである。【犯罪被害者団体等】 【内閣府・法務省】

(秋以降の検討会に積み残している事項)

刑事司法は犯罪被害者等のためにもあることを明言すべき。 岡村
構成員 【内閣府・法務省】

犯罪被害者等の視点に立った施策という文言を盛り込んでほしい。
岡村構成員 【内閣府】

[内閣府回答]

これらについて、特段の御意見がなければ、犯罪被害者等基本計画案にその趣旨を盛り込むこととしたい。

新たな基本方針の追加

- ・ 子どもは成長発達の途上にある存在であり、被害は他の犯罪被害より重く複雑なものになることにかんがみ、基本方針と重点課題に児童虐待を特別に取り上げる必要がある。【犯罪被害者団体等】 【内閣府】

[内閣府回答]

基本方針は、犯罪被害者等のためのすべての施策が基本とすべき方向性や視点を示すものであり、したがって、個別の被害類型に限定してこれを示すことは適切ではないと考える(個別の被害類型において、犯罪被害一般という枠組みの中で扱うことが必ずしも適切ではない事情があることを踏まえ、特別な立法等の必要な措置が講ぜられているものと承知している。)。

第2 重点課題

新たな重点課題の追加

- ・ 子どもは成長発達の途上にある存在であり、被害は他の犯罪被害より重く複雑なものになることにかんがみ、基本方針と重点課題に児童虐待を特別に取り上げる必要がある。〔犯罪被害者団体等〕 〔内閣府〕

〔内閣府回答〕

重点課題は、複数の省庁が連携しあって横断的に取り組むべき課題や、必ずしも複数の省庁にまたがらないが、所管省庁を中心に特に集中的に取り組むべき課題を、犯罪被害者等一般の視点から示したものであることから、特定の犯罪類型に限定してこれを示すことは適切ではないと考える(特定の犯罪類型については、犯罪被害者等施策一般として扱うことが必ずしも適切ではない事情があることを踏まえ、特別な立法等の必要な措置が講ぜられているものと承知している。)

新たな重点課題の追加

- ・ 犯罪被害者の希望は、犯罪そのものがなくなれば解決できるものが多数です。「犯罪をなくすための施策」を重点課題として設定すべき。【パブコメ】 【内閣府】

[内閣府回答]

御指摘の点に関して、犯罪をなくすための施策の重要性は理解しているが、基本計画においては、実際に犯罪等被害に遭われた方々への施策がどうあるべきかを中心に盛り込んでいくべきと考える。また、犯罪対策という既存の枠組みが存在することから、「犯罪をなくすための施策」を重点課題として設定し、犯罪被害者等施策として検討するよりはむしろ、犯罪対策の枠組みにおける取組と連携して、今後の犯罪被害者等のための施策を推進していくことが適切であると考えます。

(秋以降の検討会に積み残している事項) [内閣府]

重点課題の提示順について 久保構成員
重点課題 に関して、「防止」には「再被害の防止」と「二次的被害の防止」を含むことを明示してほしい。 大久保構成員

[内閣府回答]

重点課題の提示順については、特段の異議がなければ、骨子の記載どおりとしたい。また、重点課題 に係る「再被害の防止」と「二次的被害の防止」については、すでに骨子に記載されているところではあるが、特段の御意見がなければ、さらにその趣旨を犯罪被害者等基本計画案を作成する過程で盛り込むこととしたい。

重点課題に係る具体的施策

第1 損害回復・経済的支援等への取組

2. 給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)

- (1) 現行犯罪被害給付制度の運用改善
- (2) 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大

- ・ 給付金の財源について、没収金や追徴金を基金として、被害者全体へ給付するという制度を検討すべき。【パプコム】 【内閣府・警察庁】
- ・ 海外で犯罪被害に遭った被害者等も海外援護統計から見ると年々増加傾向にあり、こういった被害者等が全て支給対象から外れていることに疑問を感じる。支給範囲が拡大されるべき。【パプコム】 【内閣府・警察庁】

[内閣府回答]

社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源を検討する「検討のための会」において、御指摘の点を踏まえて検討してまいりたい。

(4) 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施

- ・ 人身取引被害者については、医療費・カウンセリング費・滞在場所・滞在費用・日常生活費等の支援や帰国後の支援も含めた特別法を制定すべき。【パブコメ】 【内閣府】
- ・ 海外における犯罪事件の場合、事件発生直後の捜索・身元確認のための渡航費用、通訳の費用、遺体の搬送費用及び公判のための出廷費用等は刑事事件の捜査に関わるものとして、公費によって支出されてしかるべき。また、これらの費用を地方の公費負担とできるように法的根拠を条例等で明文化すべき。【パブコメ】 【内閣府・警察庁・法務省】
- ・ 国税や地方税の還付等も検討されるべき。【パブコメ】 【内閣府】
- ・ 介助のための自宅改築に際して、国有地等を優先的に購入できるような支援がほしい。【パブコメ】 【内閣府】

[内閣府回答]

社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源を検討する「検討のための会」において、御指摘の点を踏まえて検討してまいりたい。

なお、条例については、必要な措置が講ぜられるよう、地方公共団体の取組に期待するとともに、国としても、地方公共団体に対してさまざまな場において、必要な要請をしてまいりたい。

3. 居住の安定(基本法第16条関係)

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

ウ [内閣府・厚生労働省]

- ・ 犯罪被害ごとにその特殊性に応じた専門的な保護施設を設置し、医学的・心理的な援助、物的援助、法的援助、雇用・教育・訓練の機会の提供等その他必要な援助を行なうべき。【パブコム】

被害者家族の宿泊に関する配慮

- ・ 被害者世帯の居住の安定については、支援員のサポートも同時提供できる状態で、公営住宅の確保やホテル・旅館・病院などとの契約確保も検討するべき。【犯罪被害者団体等】 [内閣府・厚生労働省・国土交通省]

[内閣府回答]

社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源を検討する「検討のための会」において、御指摘の点を踏まえて検討してまいりたい。

3. 居住の安定(基本法第16条関係)

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

ウ [内閣府・厚生労働省]

- ・ 配偶者等からの暴力(DV)被害者以外の犯罪被害者や人身取引被害者の被害直後の居住場所として、「婦人相談所の一時保護」を利用することは適切でなく、犯罪被害者を専門的に一時保護する施設を新設すべきである。【日弁連】

[内閣府回答]

御指摘の婦人相談所による一時保護については、厚生労働省において、適正な運用を図るとともに、一時保護の現状に関する調査を踏まえた必要な施策が実施されるものと認識している(骨子 第13.(2)ア及びイ)。また、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源を検討する「検討のための会」においても、被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設に関する検討の中で御指摘の点を踏まえて検討してまいりたい。

推進体制

(1) 国の行政機関相互の連携・協力 [内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省]

- ・ 犯罪被害者等のための根本的な施策として、具体的施策の冒頭部分に、下記施策を明記すべきである。
犯罪に関わる全ての場面及び手続において、犯罪被害者等の権利が保障されなければならないことを前提として、各機関が犯罪被害者等の権利保障のために果たすべき役割を明確にするため、警察法をはじめ各省設置法等の関係法令の改正を行う。【犯罪被害者等の権利を守る弁護士有志一同】

[内閣府回答]

内閣府においては、平成17年4月1日の犯罪被害者等基本法の施行により、内閣府設置法が改正され、犯罪被害者等基本計画の作成・推進に関する事務が追加されるとともに、内閣府に、内閣官房長官を会長とし、関係閣僚と有識者からなる犯罪被害者等施策推進会議が設置された。また、各省庁については、基本法の施行に伴い、様々な分担管理された事務のうち、自らの所掌に係るものについて、犯罪被害者等の視点に立って、関連する施策を展開していくことが明確にされた。したがって、御指摘の趣旨については基本法が施行されたことによって基本的に満たされているものと考えられる。

一方、設置法は、当該府省庁における施策の分担管理関係及び組織・機構の体制について規定しているものであり、設置法において所掌事務をどのように規定しようと、当該所掌事務に関して犯罪被害者等の視点に立った施策展開を行っていくことについては何ら変わるものではない。以上のことから、御指摘の点に関しては、推進体制(1)ア～ウにあるとおり、まずもって、各機関の実施する関連施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るにあたって、関係する機関が連携して取り組んでいくことが重要であると考えられる。

なお、基本計画に盛り込まれた施策を検討・実施していくに当たり、各府省庁の設置法等を改正する必要が生じることはあり得る。

(3) その他様々な関係機関・関係者との連携・協力 [内閣府]

- ・ 企業と官公庁の癒着が次々と表面化する昨今、基本計画案の中に、警察・検察・裁判所と企業との一切の癒着温床の絶滅の誓いを明文化してほしい。【犯罪被害者団体等】

[内閣府回答]

御指摘の点に関して、どのような癒着があるのか、具体的な事例を把握していないので定かではないが、そもそも、国の行政機関としてそれぞれの責務を全うしなければならないことは当然であり、犯罪被害者等のための施策においては、民間の犯罪被害者団体等のみならず、企業その他の民間活力とも連携・協力や調整を図りながら、関連施策を展開していくことが重要であると考え、これらの趣旨は、すでに当該部分に盛り込まれているものと承知している。

(4) 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

- ・ 当事者組織としての被害者関係からの意向聴取はよく行われているが、加害側の意見反映が見当たらない。非行と向き合う親の会等当事者組織・団体からの意見聴取も検討すべき。【パブコメ】 【内閣府】

[内閣府回答]

御指摘の点について、犯罪被害者等のための施策を推進していく上で、有用な意見をあらゆる方面からいただくことは大切なことと考えており、御意見をお寄せいただければ一つ一つ検討させていただきたいと考えている。もっとも、お寄せいただいた御意見を基本計画や個別の施策に直接反映するかどうかは、犯罪被害者等の視点に立って、改めて考えるべきことである。

(4) 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

- ・ まずは、犯罪被害者等基本法の説明会が開催され、十分な時間と機会のヒアリングを望む。【犯罪被害者団体等】 【内閣府】

[内閣府回答]

御指摘の点については、犯罪被害者等やその他国民への基本計画の周知は重要であると考えており、骨子(4)イにあるとおり、犯罪被害者団体等から随時意見を受け付けるとともに、基本計画策定後、犯罪被害者団体等の方々に対しても基本法及び基本計画の説明を行うことについて検討してまいりたい。

(7) フォローアップの実施

分かりやすい文言について 岡村構成員(秋以降の検討会に積み残している事項) [内閣府]

[内閣府回答]

第7回検討会における内閣府意見によって御理解いただけたものと思うが、具体的な表現ぶりについての御意見があれば、検討することとしたい。

(8) 基本計画の必要な見直し [内閣府]

- ・ 基本計画の見直しを1か月に1度としてほしい。[犯罪被害者団体等]

[内閣府回答]

御指摘の点については、計画期間は、諸施策を計画的に進めるために、ある程度の長期間を見据えて、基本計画の各条項を安定的にしておく必要があるとの趣旨から、5年と設定したものである。基本計画の見直しを1か月に1度とすることは、かえって犯罪被害者等のための施策を総合的・計画的に推進する障害となりうる。

なお、犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く環境や犯罪被害者等施策の実施の進捗状況を踏まえ、5年の計画期間の満了を待たずに、必要に応じ基本計画を見直すことについては、骨子に盛り込まれている。

平成 17 年 10 月 6 日
内閣府犯罪被害者等施策推進室

警察庁担当官 殿

「1. 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）」
の[現状認識]中の「通例」の意味について（回答）

1. 警察庁の質問に対し、以下のとおり回答します。

第2回検討会における岡村構成員提出資料（手記）中に、「『犯罪被害の回復は、原則として加害者が行う』とされている・・・これほどの空論も珍しい・・・金を返してくれる詐欺師がいたら、お目にかかりたい、殺人犯に養ってもらえる遺族が、どこにいるというのか・・・こんな浮世離れした理論・・・」と指摘されている。同じく大久保構成員から、「殺人等の重罪の場合、そもそも十分な被害が弁償されることは稀」と指摘されている。また、犯罪被害者団体等から意見をお聴きした際に、「損害賠償請求が認められても実際は支払われないことが多く、泣き寝入りをせざるを得ない」と指摘されている。

これらの指摘を踏まえ、「通例であって、・・・十分に機能しているとは言い難いとの指摘がある。」と表現したものである。

なお、第91回国会における犯罪被害者等給付金支給法案の審議の中で、昭和55年3月26日の衆議院地方行政委員会・法務委員会連合審査会での質疑において、沖本泰幸委員が、「警察庁からちょうだいしている『犯罪被害者に対する給付制度の創設について』の御説明の中にも、『通り魔殺人、爆弾事件などの暴力犯罪によって死亡し又は重大な障害を受けた場合、被害者やその遺族は、大きな精神的・経済的打撃を被るが、加害者が無資力であるなどのため、民法上の不法行為による損害賠償の制度では、救済されない場合が通例である・・・』ということですが、・・・」とある。

以 上

事 務 連 絡
平成17年10月4日

厚生労働省担当官 殿

内閣府犯罪被害者等施策推進室

第8回検討会に係る検討事項について（再検討依頼）

平成17年9月14日付け、事務連絡「国民からの意見募集結果のとりまとめについて」において、これまでの検討会で検討した御意見・御要望では見られなかったと考えられるものについて整理し、関係省庁にこれらに対する考え方を回報いただいたところ、「被害者が職場の問題について相談でき、事業主へ被害者の状況を説明したり理解を求めたりする調整を行ってくれる公的相談窓口も必要」との要望に対し、貴省から「（基本）法第11条における推進会議の下に新たに設置される検討のための会において、検討されることが適切」である旨の御回答をいただきました。

現在貴省において、「個別労働紛争解決制度」及びあらゆる分野の相談をワンストップで対応する「総合労働相談コーナー」の活用について取り組まれているところ、犯罪被害者等に関する労働問題についても当該制度及び当該相談コーナーによって対応することが可能ではないかと考えております。

つきましては、犯罪被害者等に関する労働問題に関して、当該制度及び当該相談コーナーの活用の可否を再度御検討いただけないものでしょうか。活用できない場合には、その理由について御教示いただければ幸いです。

犯罪被害者等のためよりよい犯罪被害者等基本計画案が作成できるよう、お忙しいとは存じますが、御検討をよろしくお願いいたします。

(参考)

事業主等の理解の増進については、被害者が職場の問題について相談でき、事業主へ被害者の状況を説明したり理解を求めたりする調整を行ってくれる公的相談窓口(事業主への教育指導機能も持つ)も必要。(犯罪被害者団体)

御要望のような被害者と事業主等とコーディネートする業務を適切に行うためには個別の被害状況に係る情報を被害者本人だけでなく客観的に把握し、必要な情報提供・支援を途切れることなく行うことが重要であると考えている。したがって、当該御要望については、犯罪被害者等基本法第17条に基づく事業主等の理解に関する検討で議論するのではなく、同法第11条における推進会議の下に新たに設置される検討のための会において、検討されることが適切である。[厚生労働省]